

シニア世代のための交通安全 お元気ですか

令和7年
(2025年) 8月
大阪府警察本部 交通総務課



冷たいビールが美味しい季節となりましたが
車も自転車も飲酒運転は禁止です！



お酒を飲んで車両(自転車も含む)を運転すると…

アルコールの影響により

- ・ **操作の遅れ**
- ・ **反応の遅れ**
- ・ **発見の遅れ**

など運転に悪影響が！



仮眠をとれば大丈夫は間違い?!
残酒運転に注意しましょう!



アルコールの分解時間は「年齢・性別・体重
その日の体調・飲酒量」などで大きく変わります

- 体調が優れないときは無理に
お酒を飲まない
- 翌日運転をする予定があれば
深酒をしない

自転車も車と同様!
飲酒運転をすれば罰則あり

飲酒運転をした人以外でも
罰せられる場合があります

酒気帯び運転の場合



＜酒気帯び運転の罰則＞
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
☆酒気帯び運転とは「体内にアルコールを保有している状態
で車両を運転すること」です。
自分は酔っていないから大丈夫ではありません！

＜車両等の提供者の罰則＞
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
＜酒類の提供者・車両の同乗者＞
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
お互いに注意し合って飲酒運転を防ぎましょう

～交通ルールを守り飲酒運転をなくしましょう～

車両を運転する方もしない方も「路上寝込み」に注意！

激増＜酔っ払って道路上に寝転んでしまう歩行者が重大事故に遭っています＞



- 運転手はハイビームを有効活用し、歩行者の早期発見に努めましょう
発見をした際は110番・119番のご協力をお願いします！
- お酒の飲み過ぎに十分注意し、体調がすぐれないときは
飲酒は控え早めに帰宅しましょう。



改正 大阪府安全なまちづくり条例
特殊詐欺等の根絶! 大阪府警察

自転車の安全利用
について考えて
みませんか?
いのちを守りたい・・・
～自転車ヘルメットが当たり前の世の中に～

大阪府警察交通部
公式YouTube
動画配信中!!